

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

- 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則 (商工経営支援課) 一
- 職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 (産業人材・雇用対策課) 一五

### 規 則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例(平成二十一年宮城県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(集客施設)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

(一の集客施設)

第三条 条例第二条第三号の一の集客施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする集客施設(当該集客施設が公共の用に供される道路その他の施設

によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)

二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の集客施設

三 一の集客施設(前二号に掲げるものを含む。)とその附属建築物を合わせたもの

(特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域)

第四条 条例第二条第五号八の規則で定める地域は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域のうち開発整備促進区(同法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。)で同条第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められているものの区域(当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。)とする。

(土地利用に関する計画)

第五条 条例第二条第六号への規則で定める土地利用に関する計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画及び同法第十条の五第一項の市町村森林整備計画とする。

(基本方針の公表の方法)

第六条 条例第四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(立地誘導地域等指定申請書等)

第七条 条例第五条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定による申請は、立地誘導地域等指定(変更・解除)申請書(様式第一号)により行わなければならない。

2 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想

二 申請に係る地域に係る自然的条件及び社会資本、公共交通等の社会的条件

三 特定大規模集客施設の立地の状況

四 特定大規模集客施設の立地を誘導する区域又は誘導しない区域

五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模集客施設の立地の誘導に関し知事が必要と認める事項

(公告の方法)

第八条 条例第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)による公告は、宮城県公報に登載して行うものとする。

(特定大規模集客施設新設届出書)

第九条 条例第六条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設届出書（様式第二号）により行わなければならない。

（特定大規模集客施設に附属する施設）

第十条 条例第六条第一項第三号の規則で定める特定大規模集客施設に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設並びに廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第一条第四項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

（特定大規模集客施設の新設に関する届出の記載事項等）

第十一条 条例第六条第一項第十二号の規則で定める事項は、届出を担当する者の氏名、連絡先その他知事が必要と認める事項とする。

2 条例第六条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録原票の写し

二 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図

三 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図

四 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図

五 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面

六 集客予定区域を明らかにした地図

七 新設予定地及びその周辺の土地の法令等による土地利用の規制の状況

八 特定大規模集客施設の棟数及び階数並びに駐車場及び駐輪場の収容台数

（建築確認等）

第十二条 条例第六条第三項（条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認

二 森林法第十条の二に規定する知事の許可

三 農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四条第一項及び第五条第一項に規定する知事又は農林水産大臣の許可

四 都市計画法第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項に規定する知事又は指定都市等の長の許可

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により前二号に掲げる知事の許可に係る事務を処理することとされた市町村の長又は当該市町村の長から同法第八十条の二の規定による委任を受けたものの当該許可

（特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所）

第十三条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 県の庁舎その他の県の施設

二 市町村の協力が得られた場合にあつては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

（準用規定）

第十四条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。

（特定大規模集客施設の新設とみなされない場合）

第十五条 条例第六条第六項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の床面積の合計又は店舗面積の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。

一 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合（次号に該当する場合を除く。） 営業を開始した日における床面積又は店舗面積の合計

二 条例第六条第六項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

（特定大規模集客施設事前変更届出書）

第十六条 条例第八条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設事前変更届出書（様式第三号）により行わなければならない。

2 前項の特定大規模集客施設事前変更届出書には、条例第八条第一項に規定する事項の変更により条例第六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項に変更が生ずるときは、変更後の条例第六条第一項第四号又は第五号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（特定大規模集客施設事後変更届出書）

第十七条 条例第八条第二項の規定による届出は、特定大規模集客施設事後変更届出書(様式第四号)により行わなければならない。

2 前項の特定大規模集客施設事後変更届出書には、条例第八条第二項に規定する事項の変更により第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の第十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(変更の届出の添付書類)

第十八条 条例第八条第三項第四号の規則で定める事項は、第十一条第二項各号に掲げる事項のうち、

条例第八条第一項に規定する事項の変更により変更が生ずるものとする。

(軽微な変更)

第十九条 条例第八条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を減少させるもの

二 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を増加させるものであって、増加後の特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを加えた面積を超えないもの

イ 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合であつて、条例第八条第一項の規定による届出をしていない場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の合計

ロ 条例第八条第一項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

(特定大規模集客施設新設中止届出書)

第二十条 条例第九条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設中止届出書(様式第五号)により届け出なければならない。

(中止の届出の公告)

第二十一条 条例第九条第二項の規定による公告は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行つものとする。

一 特定大規模集客施設の名称

二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

(準用規定)

第二十二条 前条の規定は、条例第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

(説明会の開催)

第二十三条 条例第十条第一項の説明会は、当該立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内に居住する者を対象に、知事が指定する区域内において、知事が指定する回数以上開催するものとする。

(説明会の開催の周知)

第二十四条 条例第十条第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行つものとする。

一 特定大規模集客施設の名称

二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

四 説明会を開催する日時及び場所

2 前項の周知は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行つものとする。

一 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報紙に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(説明会開催計画書)

第二十五条 条例第十条第四項の規定による通知は、説明会開催計画書(様式第六号)により行つものとする。

(説明会開催結果報告書)

第二十六条 条例第十条第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第七号)により行つものとする。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 周知したことを証する書類

二 説明会において配布した資料

(新設届出意見書等)

第二十七条 知事は、条例第十一条第一項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の聴取は、新設(変更)届出意見書(様式第八号)により行つものとする。

(新設届出住民等意見書等)

第二十八条 条例第十一条第二項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の陳述は、新設(変更)届出住民等意見書(様式第九号)により行つものとする。

(見解等報告書)

第二十九条 条例第十二条第五項の規定による知事からの意見についての見解及びその理由の報告

は、見解等報告書(様式第十号)により行わなければならない。

(勧告対応報告書)

第三十条 条例第十三条第五項の規定による報告は、勧告対応報告書(様式第十一号)により行わなければならない。

(公表等)

第三十一条 条例第十五条第一項及び第二項の規定による公表は、これらの規定に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

一 特定大規模集客施設の名称

二 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

三 条例第十三条第一項若しくは条例第十四条第二項若しくは第三項の規定による勧告に従わない者、条例第十四条第三項の規定による命令に違反して届出をしない者又は条例第六条第一項若しくは条例第八条第一項の規定による届出をするときにおいて虚偽の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

四 条例第十二条第一項の規定による知事の意見及び条例第十三条第一項又は条例第十四条第二項若しくは第三項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

3 条例第十五条第三項の規定による意見の陳述は、意見陳述書(様式第十二号)により行うものとする。

(営業開始報告書)

第三十二条 条例第十六条の規定による営業開始の報告は、営業開始報告書(様式第十三号)により行うものとする。

(地域貢献活動計画書)

第三十三条 条例第十八条第一項の規定による提出は、地域貢献活動計画書(様式第十四号)により行うものとする。

(地域貢献活動計画の公表)

第三十四条 条例第十八条第一項(条例第二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(地域貢献活動変更計画書)

第三十五条 条例第二十條第一項の規定による提出は、地域貢献活動変更計画書(様式第十五号)により行うものとする。

(地域貢献活動実施状況報告書等)

第三十六条 条例第二十一条第一項の規定による報告は、地域貢献活動実施状況報告書(様式第十六号)により行うものとする。

2 条例第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(報告の徴収)

第三十七条 条例第二十八条の規定による報告の求めは、文書により行うものとする。

(条例附則第三項に規定する規則で定める場合)

第三十八条 条例附則第三項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。

(委任)

第三十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条から第八条及び第三十九条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

立地誘導地域等指定(変更・解除)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長名

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第5条第1項の規定により、立地誘導地域等の指定(変更・解除)について、別紙書類を添付し申請します。

様式第2号(第9条関係)

特定大規模集客施設新設届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり特定大規模集客施設を新設するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定により届出ます。

記

- 1 特定大規模集客施設の名称
- 2 特定大規模集客施設を設置する者

氏名又は名称	
住 所	
代表者氏名 (法人のみ)	

- 3 新設の区分

新 築 ・ 改 築 ・ 増 築 ・ 用途の変更

- 4 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地及びその敷地面積等

所 在 地	
敷 地 面 積	
用 途 地 域	

- 5 特定大規模集客施設の用途並びに用途に供する部分の床面積及び店舗面積

用 途	床 面 積	積	
		うち店舗面積	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
合 計	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

- 6 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に着  
手しようとする日 年 月 日
- 7 営業を開始しようとする日 年 月 日
- 8 平均的な利用者数の見込み及び集客予定区域

利用見込人数	年・月・日当たり	約	人
集客予定区域 及び算出根拠	【集客予定区域】  【算出根拠】		

9 新設予定地を選定した理由

【添付資料】

特定大規模集客施設新設届出に係る添付書面

1 土地利用関係計画との適合関係

(1) 届出の内容と基本方針との適合

特定大規模集客施設 の立地誘導地域への 立地の誘導等に關す る基本方針	(適合についての見解)  (上記見解の理由)
--	------------------------------

(2) 届出の内容と県の土地利用関係計画との適合

【土地利用関係計画】 の名称	(適合についての見解)  (上記見解の理由)
-------------------	------------------------------

(3) 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

【土地利用関係計画】 の名称	(適合についての見解)  (上記見解の理由)
-------------------	------------------------------



様式第 3 号 ( 第 16 条関係 )

特定大規模集客施設事前変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

[ 氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名 ]

下記のとおり特定大規模集客施設の新設に係る届出事項を変更するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称		
特定大規模集客施設の新設の届出年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日	変更後
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
担当者連絡先	所属	
	担当者名	
	電話番号	

様式第 4 号 ( 第 17 条関係 )

特定大規模集客施設事後変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

[ 氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名 ]

下記のとおり特定大規模集客施設の新設に係る届出事項に変更があったので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称		
特定大規模集客施設の新設の届出年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日	変更後
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
担当者連絡先	所属	
	担当者名	
	電話番号	



様式第5号(第20条関係)

特定大規模集客施設新設中止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所  
氏名

[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり特定大規模集客施設の新設をしないこととしたので、宮城県特定大規模集客施設の  
立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第9条第1項の規定によ  
り、届け出ます。

記

特定大規模集客施設の名称	
特定大規模集客施設の新設の届出年月日	年 月 日
中止年月日	年 月 日
担当者連絡先	所 属
	担当者名 電話番号

様式第6号(第25条関係)

説明会開催計画書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名

[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり説明会を開催するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパ  
クトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第10条第4項の規定により、通知します。

記

特定大規模集客施設の名称	
特定大規模集客施設の新設 予定地の所在地	
特定大規模集客施設の新設 の届出年月日	年 月 日
説明会の開催日時	年 月 日 時 分~
説明会の開催場所	
説明会の周知の方法	
説明会の周知の範囲	
説明会の周知年月日	所 属
	担当者名 電話番号

様式第7号(第26条関係)

説明会開催結果報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者 住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり説明会を開催したので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパウトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第10条第5項の規定により、報告します。  
記

特定大規模集客施設の名称	
特定大規模集客施設の所在地	
特定大規模集客施設の開設の届出年月日	年 月 日
説明会の開催に係る周知の方法等	周知の方法
	周知の内容
	周知の範囲
	周知年月日
説明会の開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会の開催場所	
説明会の出席者数	人
説明会における説明者	職名 氏名
説明会における説明の内容	

説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての意見	説明会で述べられた意見の概要	当該意見についての見解
-----------------------------	----------------	-------------

担当者連絡先	所属	
	担当者名	
	電話番号	

添付書類 周知したことを証する書類及び説明会において配布した資料

様式第8号(第27条関係)

新設(変更)届出意見書

年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長名

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定による意見及びその理由は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	年 月 日
特定大規模集客施設の新設(変更)の届出年月日	
特定大規模集客施設の新設(変更)に係る届出の内容に係るコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由 (意見)	
(理由)	
担当者連絡先	所 属
担当者名	
電話番号	

様式第9号(第28条関係)

新設(変更)届出住民等意見書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第11条第2項の規定による意見及びその理由は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	年 月 日
特定大規模集客施設の新設(変更)の届出年月日	
特定大規模集客施設の新設(変更)に係る届出の内容に係るコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由 (意見)	
(理由)	
担当者連絡先	所 属
担当者名	
電話番号	

様式第10号（第29条関係）

見 解 等 報 告 書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者 住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第12条第5項の規定により、 年 月 日付け 第 号による意見についての見解及びその理由を報告します。

記

特定大規模集客施設の名称	年 月 日
特定大規模集客施設の新設（変更）の届出年月日	年 月 日
県の意見についての見解及びその理由（県の意見）	
（見解）	
（理由）	
担当者連絡先	所 属
	担当者名
	電話番号

様式第11号（第30条関係）

勧 告 対 応 報 告 書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者 住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第13条第5項の規定により、 年 月 日付け 第 号による勧告についての対応及びその理由を報告します。

記

特定大規模集客施設の名称	年 月 日
特定大規模集客施設の新設（変更）の届出年月日	年 月 日
県の勧告についての対応及びその理由（県の勧告）	
（対応）	
（理由）	
担当者連絡先	所 属
	担当者名
	電話番号

様式第12号（第31条関係）

意見陳述書

年月日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

特定大規模集客施設の名称	
特定大規模集客施設の新設 (変更)の届出年月日	年 月 日
(県の勧告等に従わない理由)	
(届出をしない理由)	
(虚偽の届出をした理由)	
担当者連絡先	所属
担当者名	
電話番号	

様式第13号（第32条関係）

営業開始報告書

年月日

宮城県知事 殿

住所  
報告者  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

特定大規模集客施設の名称	
特定大規模集客施設の新設 (変更)の届出年月日	年 月 日
営業開始年月日	年 月 日
担当者連絡先	所属
担当者名	
電話番号	

様式第14号（第33条関係）

地 域 貢 献 活 動 計 画 書

年 月 日

宮城県知事 殿

提出者 住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり地域貢献活動計画を作成したので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパكتで活力あるまちづくりの推進に関する条例第18条第1項（ただし書）の規定により、提出します。

記

1 特定大規模集客施設の名称及び所在地

2 地域貢献活動を実施する期間（3事業年度）

第1事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
第2事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
第3事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日

3 地域貢献活動の内容

項 目	細 目	取 組 内 容	実施時期	目 標

4 担当者連絡先

担 当 者 連 絡 先	所 属	
	担当者名	
	電話番号	

様式第15号（第35条関係）

地 域 貢 献 活 動 変 更 計 画 書

年 月 日

宮城県知事 殿

提出者 住所  
氏名  
[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり地域貢献活動計画を変更するので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパكتで活力あるまちづくりの推進に関する条例第20条第1項の規定により、提出します。

記

1 特定大規模集客施設の名称及び所在地

2 地域貢献活動計画の提出年月日 年 月 日

3 変更予定年月日 年 月 日

4 変更後の地域貢献活動の内容等

(1) 変更後の地域貢献活動の内容

項 目	細 目	取 組 内 容	実施時期	目 標

(2) 変更事項

項 目	細 目	変 更 前	変 更 後

5 担当者連絡先

担 当 者 連 絡 先	所 属	
	担当者名	
	電話番号	

様式第16号(第36条関係)

地 域 貢 献 活 動 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者 住所 氏名

[氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名]

下記のとおり地域貢献活動を実施したので、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコ  
ンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第21条第1項の規定により、報告します。

1 特定大規模集客施設の名称及び所在地

記

2 地域貢献活動を行った期間(1事業年度)

第( )事業年度	年 月 日	年 月 日
----------	-------	-------

3 地域貢献活動の実施状況

項 目	細 目	取 組 内 容	実 施 時 期	実 績

4 担当者連絡先

担 当 者 連 絡 先	所 属	
	担当者名	電話番号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「校外実技手当」を「施設外実技手当」に改める。

第三条第一項第十号中「あつこ」を「あつこ」に、「五年」を「十年」に改める。

第五条第一項中「通校手当」を「通所手当」に改め、同条第三項中「通校手当」を「通所手当」に、「」を「いずれかに」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「通校」を「通所」に改め、

同条第四項中「通校手当」を「通所手当」に改め、同項第一号中「通校」を「通所」に改め、同項第

二号中「、通校のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用し

て通校するものとした場合において、支給対象者の住居若しくは居所からその利用することとなる交

通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその

利用することとなる交通機関の運転回数が十往復以下であるものうち、を削り、同項第三号並びに

同条第五項及び第六項第二号中「通校」を「通所」に改め、同条第七項中「通校手当」を「通所手当」

に改め、「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加

える。

第六条第二項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)」を加える。

第八条第一項中「通校手当」を「通所手当」に、「通校手当の」を「通所手当の」に、「通校

手当受給資格認定申請書」を「通所手当受給資格認定申請書」に改める。

第十条の見出し中「校外実技手当」を「施設外実技手当」に改め、同条第一項中「校外訓練」を

「施設外訓練」に、「校外実技手当」を「施設外実技手当」に改め、同条第二項中「校外実技手当」

を「施設外実技手当」に改め、同条第三項中「校外実技手当」を「施設外実技手当」に、「校外訓練」

を「施設外訓練」に改める。

第十条中「入校前」を「入所前」に、「入校後」を「入所後」に、「入校年月日」を「入所年

月日」に改める。

第十四条中「通校手当受給資格認定申請書」を「通所手当受給資格認定申請書」に、「通校手当

の」を「通所手当の」に、「通校開始」を「通所開始」に、「通校方法」を「通所方法」に、「総通

所」を「通所」に改める。

校距離」や「総通所距離」に「通校経路図」や「通所経路図」に「通校の」や「通所の」に

「校 区」を「施設の長」に改める。

様式第三号中「校 区」を「施設名」に、「通所手当」に「日」を

「通所手当」に「日」に、「通所手当」を「通所手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第十号及び第五条第四項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職業訓練給付金支給規則(以下この項において「旧規則」という。)様式第一号による訓練手当受給資格認定申請書、旧規則様式第二号による通校手当受給資格認定申請書及び旧規則様式第三号による訓練手当支給調書は、当分の間、それぞれ改正後の職業訓練給付金支給規則の規定によるものとみなす。